

# 神奈川県

## オンライン診療等環境整備費補助事業 補助申請手続きの手引き

### 【本手引きについて】

本手引きは交付申請を行う際の準備、手続き、注意点等について記載しています。本手引きにしたがって、交付申請を行ってください。

なお、本手引きの内容は、変更となる場合があります。更新された手引きは本事業のホームページに公開のうえ告知します。

### 【事業実施期間】

令和3年4月1日～令和4年3月31日

※期間内に、対象経費の支払い、納入及びオンライン診療料の施設基準に係る届出まで完了できるものが対象となります。

### 【ホームページ】

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/onlinesinryou/hozyokin.html>

※各様式は、ホームページからダウンロードして下さい。

令和3年6月（三版）  
神奈川県健康医療局保健医療部医療課

## 目次

I	補助事業の実施にあたって	3
II	補助事業スケジュール	3
III	目的	4
IV	補助対象事業者	4
V	補助対象経費	4
VI	基準額及び補助率	4
VII	補助手続き	5
VIII	留意事項	7

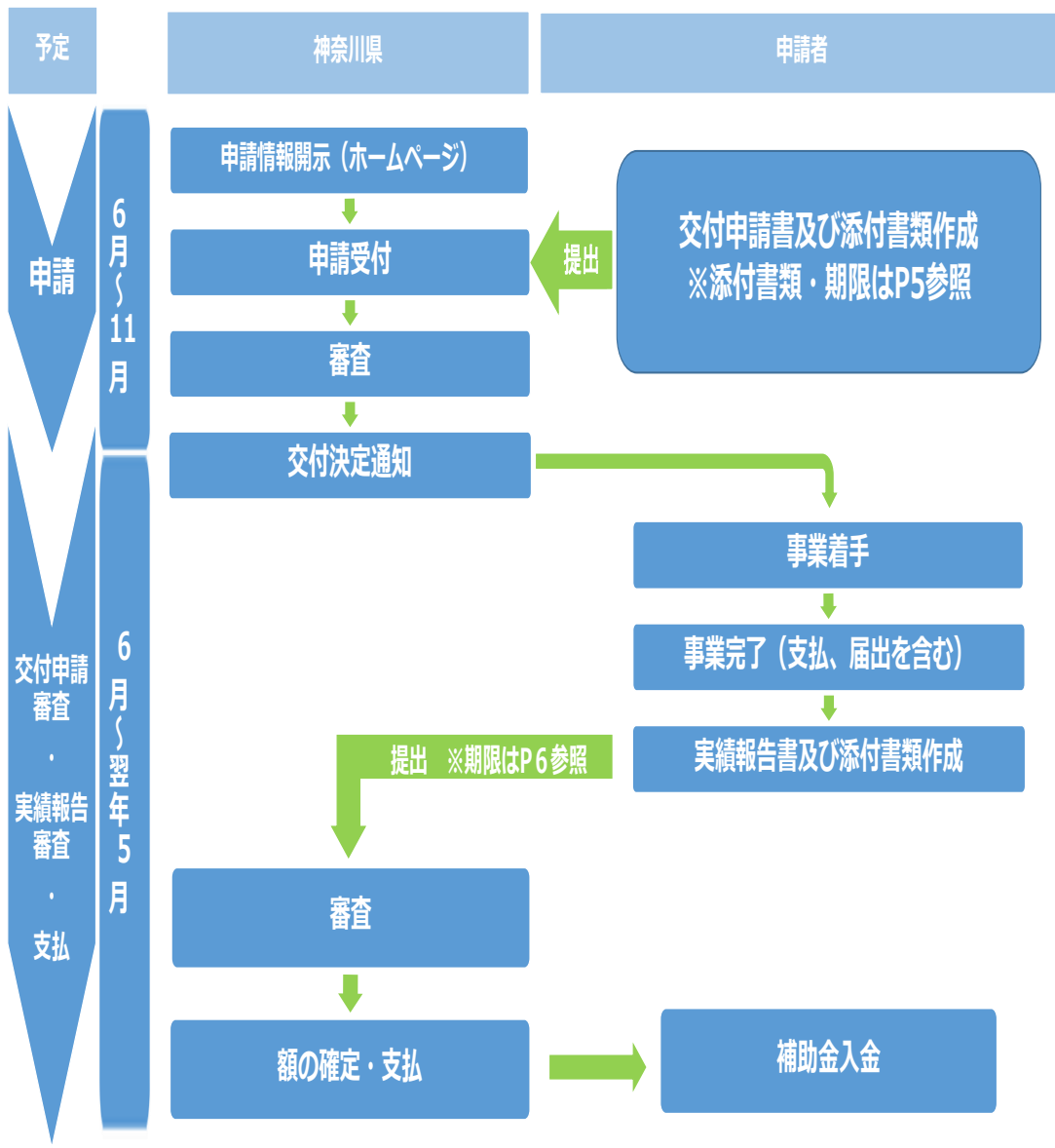
## I 補助事業の実施にあたって

補助事業者は、補助金が税金で賄われていることに十分留意し、誠実に補助事業を行なってください。

本書は、補助事業をより効率的に、かつ適切に実施していただくためのポイントや留意点を記したものですので、管理者をはじめ、事務担当など、事業に関わる皆様が目を通すようにしてください。

また、補助金交付要綱及び関係する規則等を十分ご確認ください。

## II 補助事業スケジュール



### Ⅲ 目的

---

本事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大に際し、感染防止対策を講じつつ、県民が適切な医療を受けられる体制を整備するため、医療機関への通院による感染リスクの軽減や、医療従事者の感染防止に有効なオンライン診療及びオンライン受診勧奨（以下、「オンライン診療等」という。）の環境整備を支援する。

### Ⅳ 補助対象事業者

---

県内に所在する病院又は診療所（歯科診療所は除く。）であって、オンライン診療料の施設基準に係る届出をしようとする者のうち神奈川県知事（以下「知事」という。）が適当と認める者。ただし、以下の者を除きます。

- ・既に情報通信機器によるオンライン診療等を実施している病院又は診療所
- ・自由診療のみに特化している病院又は診療所

※オンライン診療等を実施する医療機関を拡大するという観点から、今回は既に実施されている医療機関を対象外とさせていただきます。

※なお、補助要件としてオンライン診療等の環境整備後、速やかに、オンライン診療料の施設基準に係る届出を期間内に行っていただきます。

### Ⅴ 補助対象経費

---

オンライン診療等のための専用の情報通信機器（パソコン、タブレット（※1）、カメラ、マイク、ヘッドセット、ルーター等）、専用システム導入に係る経費等の初期経費（※2）

※1 スマートフォンは除く

※2 リース料、保守費用、通信費等の経常的な経費は補助対象外

なお、事業実施期間以前に購入された情報通信機器等の経費は、対象外といたします。

### Ⅵ 基準額及び補助率

---

(1) 補助基準額 1 医療機関あたり 400 千円

(2) 補助率 3 / 4

※ 対象経費の支出予定額と補助基準額（1 医療機関あたり 400 千円）を比較して少ない方の額を選定します。

## Ⅶ 補助手続き

---

### (1) 提出書類

- ア オンライン診療等環境整備補助事業補助金に係る交付申請書（第1号様式）
- イ オンライン診療等環境整備補助事業計画書（第1号様式別紙1）
- ウ 経費所要額調書（第1号様式別紙2）
- エ 歳入歳出予算書（見込書）抄本（第1号様式別紙3）
- オ 所要額の根拠が確認できる書類（カタログ、見積書、領収書の写し等）
- カ 当該法人の役員等氏名一覧表（第1号様式別紙4）
- キ その他参考となる書類

※必要書類の様式は、下記の県ホームページからダウンロードしてください。

URL : <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/onlinesinryou/hozyokin.html>

### (2) 提出方法

(1) 記載の提出書類を、以下の提出先まで、郵送してください。

※必ず書留等の配達記録が残る郵便により発送してください。

#### 【提出先】

〒231-8588

横浜市中区日本大通1

神奈川県健康医療局保健医療部医療課地域包括ケアグループ

※封筒の表面に「オンライン診療等環境整備補助金交付申請書在中」と朱書きしてください

### (3) 提出期限

令和3年11月15日（月曜日）【当日消印有効】

※ 申請状況によっては、提出期限を変更することがあります。

### (4) 審査

提出された事業計画書等について、神奈川県において審査します。

なお、先着順で受付・審査を行います。（受付想定件数400件）

### (5) 交付決定

交付申請書等の内容に基づき、補助金の交付決定を行います。

補助金の支払いは、補助金事業完了後となります。

(6) 実績報告

補助事業の完了後、必要な書類を添えて実績報告書を提出してください。  
※提出期限は、事業完了の日から起算して1月を経過した日又は、令和4年4月5日(月)のいずれか早い日です。

ただし、令和4年3月1日の時点で実績報告書の提出が無い場合は、実施状況の報告を求める場合がありますので、ご承知おきください。

※添付書類は以下のとおりです。

- ア オンライン診療等環境整備費補助事業実績報告書(第3号様式)
- イ 歳入歳出決算書抄本(第3号様式別紙1)
- ウ 事業実施実績明細書(第3号様式別紙2)
- エ 経費所要額精算書(第3号様式別紙3)
- オ オンライン診療等のための専用の情報通信機器、専用システム導入にかかる経費等購入にかかる領収書の写し等
- カ オンライン診療料に係る施設基準の届出書の写し
- キ 口座振込依頼書及び金融機関口座の通帳の写し
- ク その他参考となる書類

※提出先は、交付申請書類提出時と同様です。

(7) 支払い

提出された実績報告について、審査し、事業の成果が交付決定時の内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、口座振込依頼書に記載の金融機関に振り込みを行います。

(8) その他

ア 変更申請

次のいずれかに該当する場合は、「オンライン診療等環境整備費補助金事業変更(中止、廃止)承認申請書(第2号様式)」を知事に提出し承認を得なければなりません。

- ① 補助事業に要する経費を変更しようとするとき
- ② 補助事業の内容を変更しようとするとき
- ③ 補助事業を中止しようとするとき

※変更申請は、県への事前相談が必要です。令和3年12月15日(水)までにお問い合わせください。その上、該当する書類をご提出いただきます。

## イ 補助要件の履行確認

オンライン診療等の施設基準等の届出を行い、関東信越厚生局から送付される届出受理書が届いた後、速やかに、当該受理通知の写しを知事に提出してください。

## VIII 留意事項

---

### (1) 補助事業者の公表

補助事業完了後、補助を行った事業者をホームページ上に公表します。

### (2) 実施状況等に関する調査

県がオンライン診療等の実施状況等に関する調査を行う場合には、調査にご協力いただきます。

### (3) 要綱等の遵守

事業の実施の際は、補助金の交付に関する規則及び補助金交付要綱の規定を遵守してください。

### (4) 実績報告について

実績報告書には、領収書の写しなどの支払いを証明する書類を添付していただきます。書類の確認ができない場合は、補助対象となりませんのでご注意ください。

### (5) 事業実施後の義務について

- ・当該事業は県の補助金による支援となりますので、善良な管理者の注意をもって事業を実施していただきます。
- ・実績報告書提出後に、確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定した場合は、仕入控除税額報告書（第4号様式）により県に報告していただく必要があります。
- ・当該補助事業に係る収支を明らかにした帳簿等の証拠書類については、事業完了した年度の翌年度から5年間保存していただく必要があります。

(6) 問い合わせ先等

**【よくあるご質問】**

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/onlinesinryou/hozyokin.html>

**【問合せ先】**

神奈川県健康医療局保健医療部医療課地域包括ケアグループ

電話番号 045-210-4865、4893